



第 4 次 經 營 計 画

1 基本理念

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現

新宿区は、歴史や地理などを踏まえ10箇所の特別出張所を単位として行政を推進しています。民生委員・児童委員協議会（以下、「民児協」）、町会・自治会も同様の単位を基礎としています。また、高齢化率や外国籍住民の割合、住宅状況なども各々特徴があり、住民活動もこの様な地域の特徴が反映されたものが多くなっています。

新宿社協は、この特別出張所の区域を日常生活圏域（小地域）と捉え、住民主体の多様な活動が生まれ、支えあいの地域づくりがすすむよう、これを「新宿型福祉コミュニティ」と定義し、活動してきました。第3次経営計画では、地区担当を5地区から9地区に再編し、それに合わせて社協部会も9地区ごとにするなど、日常生活圏域（小地域）を意識した取り組みをすすめてきました。

第4次経営計画では、この基本理念を発展的に受け継ぎ、取り組みを推進していきます。

2 経営方針

第3次経営計画では、3つの経営方針（「1 住民主体の支えあいのしくみづくり」「2 自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援」「3 地域福祉を支える基盤の強化」）のもと計画を推進してきました。

第4次経営計画では、新宿社協が、社会福祉法人、NPO、企業などの団体との連携をこれまで以上に意識するとともに、組織化も行いながら地域福祉の推進を担う姿勢を明確にするために経営方針3を加え、4つの経営方針としました。

経営方針1

住民などが支えあい活動を主体的にすすめられるような、土壌づくりと成長の支援を継続的に行います。

経営方針3

社会福祉法人、NPO、企業など、多様な主体と連携した支えあいの取り組みを発展させていきます。

経営方針2

だれもが自分らしく暮らし続けられるよう、それぞれのニーズを丁寧に汲み取りながら、支援のネットワークをつくっていきます。

経営方針4

新宿社協を理解し応援してくれる会員の輪を広げ、組織基盤の強化を図ります。

3 第4次経営計画で目指すもの

第4次経営計画では、これまでの小地域活動の実践の中で築いてきた、地域住民とのつながりや信頼関係、地域課題の解決に向けた経験やノウハウを活かしながら、福祉のまちづくりをすすめていきます。

公的なしくみだけでは行き届かない地域住民一人ひとりの暮らしや、地域全体の課題に目を向け、新宿社協ならでは、新宿社協だからこそできることを常に考え、実践していくことが新宿社協に求められる役割であると考えます。

この役割を果たしていくにあたっては、活動する人や団体を新たに確保する取り組みも継続して行います。人材の発掘、育成、継続して活動していくための支援を今後もより積極的に行うほか、地域活動への参加の普及・啓発を行い、それぞれの人や団体がもつ経験やノウハウを活かした活動が活発になるよう工夫をしていきます。活動を通して、地域における新宿社協の役割や存在をさらに広く知ってもらい、地域の応援団（会員）を増やしていきます。その共感や信頼により、住民活動及び新宿社協の活動がさらに活発になっていくという相乗効果が生まれることを目指していきます。

4 第4次経営計画キーワード

～つなぐ・育む・広げていく～

「3 第4次経営計画で目指すもの」を実行していくためには、今後、新宿社協として一歩踏み込んだ対応が必要だと考えます。

そこで第4次経営計画では、これまで住民主体の小地域福祉コミュニティづくりという黒子的な活動を主として来た新宿社協が、「つなぐ・育む・広げていく」を新たなキーワードに、さまざまな活動の中で培ってきたノウハウと、新宿社協がもつ組織力・公共性を活かし、調整力と実行力を発揮し、地域課題の解決に踏み出していきます。

具体的には、これまで実施してきた事業については、その支援の範囲をもう一步広げたものとしします。これまでつなぐことを中心としてきた支援については、つないだ後も継続的に関わりを持ちます。つなぐことが難しかった支援については、そのニーズをもとに、新たな対応策を検討します。

また、これまで新宿社協内各課で行ってきた事業について、新宿社協組織内での連携をさらに強化し、多面的な角度からの支援を行うほか、事業間で発生する切れ目をなくします。既存の事業だけでは支援の対象とならずに生じる支援の隙間については、各事業のもつノウハウを活かしながら、新たな支援のしくみの構築もすすめます。

このように、これまで「つなぎ、育んできたもの」を礎に、さまざまな課題に向き合い、新宿社協として明確な意思を持って、一歩先へ支援の輪を「広げていく」ことを新たなキーワードに加え、本計画の5年間をすすめていきます。



5 重点的な取り組み

重点I

【施策3】多様な生活課題を受け止める 相談体制の充実と包括的な支援

第3次経営計画では、「つなぐ・育む社協へ」をキーワードに、地域住民からのさまざまな困りごとへの相談対応を行ってきました。住民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、介護保険などの制度の隙間を埋める生活支援、利用登録に抛らないゆるやかな見守り、災害などに備えた体制整備など、地域ではさまざまな支援の輪が広がりました。新宿社協でも、課題の困難度に応じ、予防や地域活動での対応が適切な段階では、地域住民による主体的な取り組みの支援を、課題解決の困難な専門性の高い段階では、専門的な知識・機能をもつ専門職（民生委員・児童委員や後見人等の地域住民も含む）を巻き込み支援チームを整えるなど、分野・機関を越えた地域の支援体制を整えることにより支援を行っています。

一方で、地域の互助力だけでは解決が困難な事例や、単独の機関による解決が困難な課題も表出してきています。2016・2017（平成28・29）年度社協部会委員による提言でも同様の意見が多くあり、だれがどのような役割をもって、包括的な地域支援を推進していくのか課題提起がされています。住民が行なう地域福祉の活動を専門職・専門機関が支えたり、生活者ならではのインフォーマルな資源や地域課題の情報を専門職につなげるなど、相互連携の実践が重要となってきています。

また、新宿社協としては、判断能力が低下し福祉サービスの利用や金銭管理に支援が必要な方を対象とする地域福祉権利擁護事業、法人後見事業や、金銭的に支援が必要な方への貸付事業など、新宿社協の有する専門性を活かして支援を行う事業を実施してきました。その支援の過程の中で見えてきたさまざまな生活課題と、その裏にある孤立、不安、家族間問題など、既存の新宿社協事業の枠組みだけでは解決できない課題も顕在化してきています。

（1）複合的な課題への対応強化

第3次経営計画のキーワードである「つなぐ・育む社協へ」を実践する中で、顕在化してきた「地域の互助力による解決が困難な事例」や、「単独の機関による解決が困難な課題」、そして「新宿社協の既存事業の枠組みだけでは解決できない課題」、及び社会からの孤立、経済的困難、外国籍の方々などの文化の違いから生ずる困難さを含めたさまざまな「暮らしづらさ」、これら複合的な課題に対し、新宿社協として今後は一歩踏み込んだ対応が必要だと考えます。

そこで第4次経営計画では、先に述べたキーワード「つなぐ・育む・広げていく」とその具体的な考え方のもと、これまで地域活動支援、貸付、成年後見など、個々に

実施してきた事業の連携を強化し、新宿社協組織内の調整を図り、複合的な課題へ、各事業からの多面的なアプローチを図ることで支援に結び付けていきます。社会的孤立や生活困窮を背景とした深刻な生活課題にもさらに目を向け、地域のつながりづくりや支援ネットワークへの積極的な参画を通じて、包括的な支援体制づくりを推進します。

新宿社協では、東（四谷・笹笥町・榎町）、中央（若松町・大久保・戸塚）、西（落合第一・落合第二・柏木・角筈）の3圏域に分け、各特別出張所の地区を単位として、柏木・角筈地区については合わせて1地区とした9地区制をとり、各地区に担当職員を配置して地域支援を行っています。東・中央・西の各圏域は、介護保険制度の基盤整備圏域に合わせており、新宿社協の各地区担当職員は、従前から社会福祉士、精神保健福祉士などの知識を活かしながら、住民・専門職との顔の見える地域の関係づくりや、地域ニーズの把握と専門的なアプローチをすすめてきました。

今後の新宿社協への期待や地域を取り巻く環境を踏まえると、これまで推進してきた包括的な支援の取り組みをさらに広げ、より確実な実践とするため、専門性を活かして地域での分野横断的な取り組み・機能を可視化し、強化し、評価していくしくみが必要となります。

そこで第4次経営計画では、各圏域、各地区に配置している「地区担当」を「地区支援担当」に改め、機能強化を図ります。地区支援担当は、地域に顕在化している、または潜在的にあるさまざまなニーズを把握し、生活課題を抱える人への個別支援及び個別支援のプロセスを通して、支援のネットワーク形成などの地域づくりを推進し、個別支援と地域支援を統合的に行います。また、地域を基盤に専門性の高い支援活動を行なっていくことを、新宿社協として明確にしていきます。

さらに、これまで高齢・児童・障害などの分野や世代によって縦割りになりがちだった支援の枠を超えたしくみづくりや、本人・家族・住民の力を高め引き出す支援に注力し、従前から小地域支援を実践してきた職員の機動力と経験を活かし、新宿らしい地域共生社会の取り組みを推進します。

① 暮らしの総合相談

暮らしの総合相談は、地域の身近な相談窓口として、生活の中のさまざまな問題や悩みごとの相談に応じています。新宿社協事業で対応できるものは地区支援担当が対応し、相談内容によっては、行政や専門機関の紹介など、関係機関と連携・調整を行ってきました。

近年は、複合的な課題を抱える人や家庭も増えています。また課題を抱えていながらも、支援を拒んだり、解決の提案をなかなか受け入れない人、目の前の問題解決だけでは本人の課題解決にならない人など、支援の隙間に埋もれる事例も増えています。今後の暮らしの総合相談では、顕在化していない事例に気づき、本人に寄り添い、本人のペースで支援することで信頼関係をつくり、新宿社協が主体的に必要な支援と関わりをつなぐ、専門性の高いコーディネートを行なっていきます。また、相談時点から新宿社協組織内で連携し、相談対応する体制を整えていきます。

② 自立相談支援・貸付事業

貸付事業は、単にお金を貸すということだけでなく、生活に困窮しているという地域の SOS の声を、新宿社協組織内各担当や新宿区などの関係機関につなぐ入り口の役割を担うとともに、また、一時的な資金の貸付により生活再建をすすめ生活意欲を高めるなど、複合的生活課題の解決の中で連携の核となる事業です。

緊急に貸付を必要とする場合には、生活福祉資金貸付事業〔東社協委託事業〕のほか、臨機対応が可能な新宿社協独自の事業である応急小口資金貸付事業で対応するとともに、成年後見制度や地域権利擁護事業などの新宿社協内事業及び関係機関との連携により、多面的な角度からの支援を行います。

また 2019（平成 31）年度からの組織再編により、自立相談支援事業と貸付事業を一体的に運営することで、支援の対象を経済的な困窮状態にある人に限定せず、社会的な孤立状態にある人、複合的な課題を抱える人へも広げ、支援効果を高めます。地区支援担当職員は、漏れのない、切れ目のない継続支援を新宿社協組織内で連携して行う調整役となり、自立相談支援・貸付事業担当職員とともに地域における困窮者支援のネットワークづくりを推進していきます。

③ 成年後見センター事業

成年後見センターでは、判断能力が不十分な方の相談に応じるとともに、成年後見制度利用までの支援や地域福祉権利擁護事業、2018（平成 30）年から開始した法人後見事業を通じ、必要な方への支援を行っています。

成年後見センターの相談や支援の内容で多い財産管理は、生活と直結しており、その相談、支援を通してさまざまな生活課題が見えてきます。実際に目に見えるのは頻回な電話や支援拒否、近隣からの苦情などですが、その裏には、孤独、孤立、不安、セルフネグレクト、ひきこもり、家族間問題など、多岐に渡る課題が複合的に折り重なっていることがあります。

今後も支援が必要な方は、特に単身世帯が多い新宿区では、増加の一途をたどることが予測され、成年後見センター事業の既存の枠組みでは対応できないことも増えてきます。さらに新宿社協組織内での連携や、関係機関との連携を強化するとともに、これまで培ったノウハウを活かした新たな支援のしくみづくりと対応をすすめていきます。

成年後見制度利用推進事業については、2017（平成 29）年 3 月に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画に基づいた中核機関、地域連携ネットワークなどのあり方を区と連携して検討を行います。そして新宿社協に今後求められる役割を積極的に担い、区民が利用しやすい制度になるよう取り組みをすすめていきます。

(2) 地域支援のための拠点整備（ボランティアコーナー配置の見直し）

今後の地域支援の取り組みを地域住民とともに推進していくためには、地域活動の拠点となるボランティアコーナーの配置を検討し、更なる機動力の強化と即応性の向上を可能にする必要があります。

第3次経営計画での拠点は、高田馬場と東分室の2事務所と、ボランティアコーナーは四谷・筆筒町・若松町・大久保・落合第一・柏木の6か所の特別出張所内に配置していました。

このボランティアコーナーの配置については、2014（平成26）年2月に開所した東分室が、新宿社協の事務所として地域住民に認知されるにつれ、四谷ボランティアコーナーの来所者数や相談件数が年々減少していることが課題となっていました。

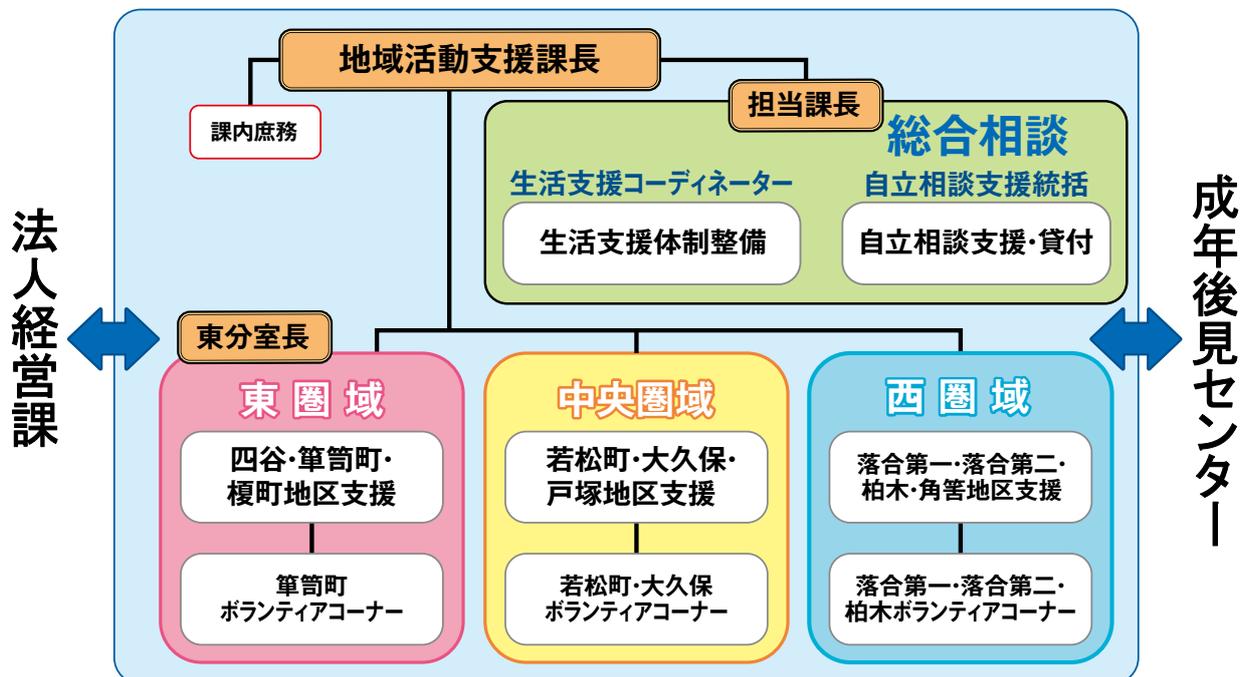
一方、西圏域は、落合第一・落合第二・柏木・角筈各地区を合わせて一圏域としているため、守備範囲が広がっています。特に区内の一番西側にあたる落合第二地区は、新宿社協の拠点である高田馬場事務所から遠く、ボランティアコーナーも落合第一地区に設置しているため、住民からは相談などに気軽に来所しにくいという声が寄せられていました。

これらの課題に対応するため、ボランティアコーナーの配置を見直し、西圏域の対応力を強化していきます。

具体的には、四谷ボランティアコーナーを東分室に統合します。また、落合第二特別出張所にて、住民ニーズに応える形で既に毎月2回実施していた相談コーナーを常設のボランティアコーナーとします。

ボランティアコーナーの名称は、行政の窓口ではなく、新宿社協の窓口であることが一目でわかるよう、「新宿社協（地区名）ボランティアコーナー」と変更を検討します。また、牛込及び淀橋の名称は、配置されている特別出張所名に合わせ、それぞれ筆筒町及び柏木と改めます。

地域活動支援課



【施策5】さまざまな団体との連携による 地域ネットワークの発展

これまでも、新宿社協はさまざまな団体との連携により地域活動を展開してきましたが、地域のネットワークの中核として、新宿社協が蓄積してきたノウハウを活かし、さらに一歩踏み込んでいくことで、新宿で活動する多様な活動主体との連携・協働の幅をより一層広げ、新宿らしい支えあいの取り組みやつながりづくりの発展を目指します。

(1) 多様な活動主体による地域における公益的な取り組みの推進

2016（平成28）年4月社会福祉法人制度改革により、新宿区内においても社会福祉法人によるネットワークづくりをすすめるために、新宿区内社会福祉法人連絡会が発足し、公益的な取り組みへの模索を始めています。

今後、社会福祉法人だけでなく、若者や外国籍の住民への支援などのさまざまな課題に取り組むNPOや企業、学校などの活動主体と連携し、新宿の特性を捉えた公益的な取り組みの実践を目指していきます。

それぞれの活動主体が有する専門性や蓄積された経験、施設、設備などの資源を互いに活かしあい地域に貢献していくこと、それらをコーディネートすることが、今後の新宿社協の役割と考え実践していきます。

(2) 地域団体とのさらなる連携

民児協や町会・自治会をはじめとした地域団体は、住民にとってもっとも身近であり、住民一人ひとりの生活課題や地域共通の課題などへの気づきや改善、解決へとつながる重要な存在です。新宿社協は、これらの団体との連携・協働が図れるようつながりを育んできました。引き続き、各団体との関係性を深めていくため、地域団体が実施する会合への出席、取り組みへの協力支援などを積極的に行っていくことで新宿社協の取り組みについて一層の周知を図ります。

具体的には、地域に密接した活動をする民児協との懇談会などを通して、地域課題の把握やより効果的な連携を模索していきます。地域コミュニティづくりの中心を担っている町会・自治会に対しては、ご近所における「ゆるやかな見守り活動」の普及に努めるほか、身近な居場所づくりとしてすすめている「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げや運営支援など、具体的に新宿社協が地域の中で果たせる役割や活用できる事業の情報提供などにより、さらなる連携を図っていきます。

また、オートロックなどの導入により、近隣との顔を合わせにくい集合住宅の世帯も多いことから、管理組合などを通じたアプローチを検討、実施していきます。

その他、区内の高齢者、障害者、児童・青少年育成、子育て支援などの多様な地域団体へも、広報協力や後援、共催、助成などを通じて連携を深めていきます。

【施策6】新宿社協の活動の理解促進のための 広報・広聴機能の強化

新宿社協の活動を支えている地域の活動者を今後さらに増やしていくためには、新宿社協の認知度や共感をさらに高めていく必要があります。

また、新宿社協ならではの事業を行っていくことや、さまざまな団体との連携を形にしていくためには、地域福祉推進に必要な財源基盤の拡充を図る必要があります。広報・広聴活動は、一連の施策や事業と連携し、また、総合化して取り組むことで、新宿社協の存在意義や、住民主体の地域福祉を推進するためのさまざまな事業の周知と理解促進の向上に有効であると考えます。

(1) 広報活動の見直し

新宿社協が有する各広報媒体が持つ特性を活かすとともに、その各媒体を連動させ、それぞれに明確な役割分担をしながら一体的な広報活動を実施します。適切な情報を必要とする方に届けられる広報を目指すとともに、費用対効果も念頭にすすめていきます。

新宿社協の広報媒体の中心である広報紙「けやき」については、その認知度などを検証し、配架先や発行回数などを見直します。発行部数は、新聞購読者数の減少により、今後も減少していくことが見込まれますが、ホームページやSNSを活用することや、配布方法の見直しなどにより情報周知を補います。また、住民との新たな接点のきっかけとなるよう、集合住宅での配架協力を得る呼びかけを行います。

またインターネットの普及により、情報の即時性や拡散力が不可欠であり、ITの高い活用能力が事業効果を高める大きな要素でもあります。特にSNSを活用した広報は、日頃からのさまざまな取り組みや関連する記事を掲載し、コンテンツの充実を図ることで、新宿社協の取り組みが広く周知されるようにするとともに、災害時の有効活用に備えます。

(2) 広聴機能の充実

保管文書について日頃の適正管理を行うとともに、情報の公開を通じて新宿社協の事業への一層の理解と信頼の向上を図り、知る権利を保障します。

また広聴は、区民からの意見・苦情・要望を受け付け、適切に対応することが求められます。苦情解決における客観性や社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員会を設置しています。

そして、区民の声を広く取り入れ地域福祉に反映させていく役割として、広報活動との連携により、事業の質の向上を図ります。

重点Ⅳ

【施策7】地域福祉推進のための財源基盤の拡充

重点Ⅰで述べたような多様な生活課題を受け止めるなど、新宿社協では今後も地域のニーズに応じて、新宿区ならでは、新宿社協ならではの取り組みを行っていきます。しかし、そのための財源基盤となる会員会費、共同募金配分金、寄附金は、全体的に毎年減少傾向にあります。

人づくり、組織づくり、地域とのつながりづくりを継続して行っていくための、新宿社協の将来を左右する重点的な取り組みのひとつとして、財源基盤の充実を図ります。

具体的には、広報・広聴の機能をより有効に活用し、新宿社協の果たしている役割を広く理解していただくことにより、新宿社協会員、賛同者、支援者の拡充を図ります。特に、若年層からの理解、賛同を得ていくため、SNS や IT を活用するなど、新たな広報及び財源確保策に取り組んでいきます。

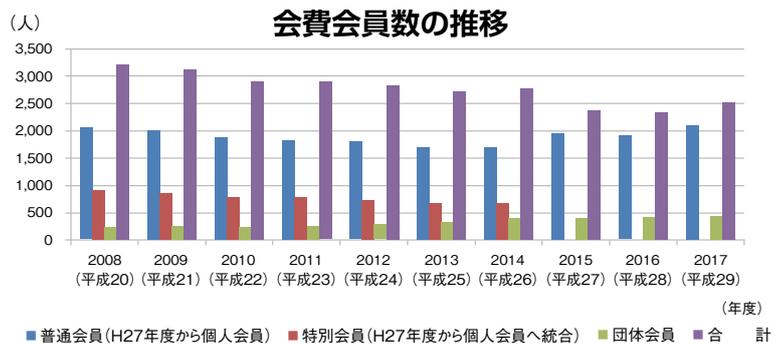
(1) 会費会員の拡充

新宿社協の会員組織は、新宿社協が行う地域福祉の推進を会費で支える会費会員と、ボランティアなどの活動で支える活動会員で成り立っています。新宿社協の事業は会員を中核として、身近な生活課題の改善・解決への取り組みを支援しています。新宿社協の事業を利用したことをきっかけに、新たに会員となっていただくよう働きかけるとともに、時には地域で支援を必要とする方々を支えるといった「お互いさま」の関係が循環する地域づくりをすすめています。

1953（昭和28）年の新宿社協創設から、共に地域福祉に取り組む会費会員の数を徐々に増やし、1999（平成11）年度には4,786名に達しましたが、その後は徐々に減少し、2017（平成29）年度は2,526名となりました。会費会員の自然減と、新規入会者数が大きくは増えないことで、会費会員数、会費金額は、近年共に減少傾向にあります。

納めた会費が、新宿区の地域福祉貢献に役立っていることを目に見える形にするため、広報・広聴を強化し、新宿社協の活動を広めて共感を得ていくとともに、2018（平成30）年度から発行している会員証を継続して発行します。

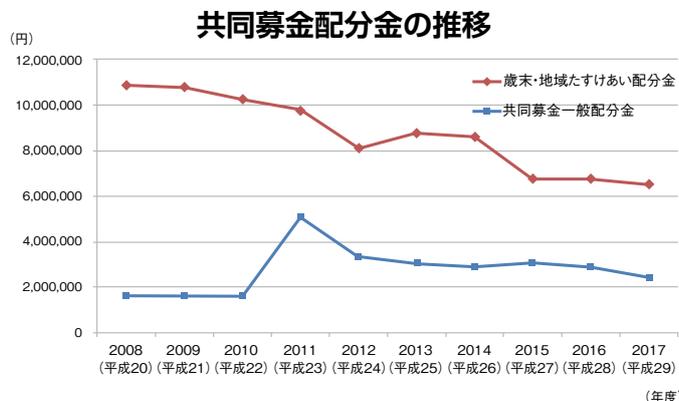
また、新宿社協で行われている事業の実施の際に会員の募集をあわせて行い、新規会員の拡充を図ります。



(2) 共同募金の普及・啓発

新宿社協では、共同募金会新宿地区協力会の事務局として、新宿区内の「赤い羽根共同募金」と「歳末・地域たすけあい運動募金」の運動を支えています。

共同募金の一部は、地域福祉活動費として、新宿区内の地域福祉活動に役立てられていますが、2013（平成 25）年度に合計 1,960 万円ほどあった募金額は年々減少し、2017（平成 29）年度は合計 1,400 万円と 4 年間で約 560 万円減少しています。そのため、新宿区内で活用できる地域福祉活動費も減少しているため、募金実績と募金配分のバランスを勘案した配分計画の見直しを行います。



民児協や町会・自治会が行う定例会で募金活動への協力の呼びかけを行うことや、広報を活用して共同募金の主旨と用途を広く区民へ伝えていきます。また、助成金の交付団体などと連携し、街頭募金の輪をさらに広げていくことで募金活動への関心を高めることや、区民の参加促進を図ります。

(3) 寄附の募集

地域の個人・団体による社会貢献や地域のために役立てたいなどの気持ちの受け入れ先の一つとして、広く寄附金品を募っています。

新宿社協の日頃の取り組みに賛同し、寄附先として認められるよう、新宿社協のさまざまな事業の広報活動を行うとともに、社会貢献をしたい団体や企業などに向け、寄附募集の周知にも取り組みます。また、税控除や寄附の活用報告などの寄附関連情報を発信します。

また、他団体による寄附金への取り組み事例などの情報を収集しながら、寄附金の使途指定の方法や基金の設立、運用について検討し、ホームページや SNS などの広報媒体を活用しながら取り組むことができる新たな寄附の募集に取り組みます。

(4) 収益事業（自販機の設置等）

2012（平成 24）年度から年 1 台のペースで設置開始した飲料自動販売機による収益事業は、2018（平成 30）年度 4 月現在で合計 6 台となりました。収益の一部は東京都共同募金会へ募金されるしくみで、自動販売機本体に赤い羽根の装飾をしたり募金額の報告をいれるなど、募金活動への PR も兼ねています。目に見えやすく参加しやすい社会貢献の一つとして、一般の区民の方や企業、団体などへ今後も周知を行います。

また、その他の収益確保の手段について、他の社協や行政、関係機関の取り組み状況について、調査・研究を行います。ホームページや広報紙などを利用した広告収入など、新しい収益事業を開始します。

6 個別事業

【施策】 1 支えあい活動に参加するきっかけづくり

1-1	福祉教育・福祉体験学習の推進	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 子どもから高齢者までを幅広く対象として、教育委員会や地域住民、福祉関係機関、企業などと協力しながら福祉教育のプログラムを企画し、総合的なコーディネートを行います。 福祉教育・福祉体験学習を通じて、多様性の理解や地域課題への気づきの場を提供し、学校・企業も含む地域団体へボランティア活動のきっかけとなるように働きかけます。			
2 取り組みの方向性 (1) 小・中学校向け福祉教育は、教育委員会やスクールコーディネーターなどと連携し推進します。 (2) 幅広い年代に合わせて福祉教育のプログラムの企画協力をし、同時に、具体的なボランティア活動につなげるためにも、いつでも体験ボランティアと連動した事業運営を行います。 (3) 福祉教育・福祉体験学習の推進に向けて、学校と協力者(障害当事者や地域の福祉団体など)、地域とのネットワークづくりの支援を行います。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	教育機関向け福祉教育参加者数	1,800人	2,200人
4 2019年度予算額		自主	75,000円

1-2	いつでも体験ボランティア	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 地域の中で、誰もがいつでも気軽にボランティア活動ができる体制を整備することにより、学生・社会人などを含めた住民が、地域コミュニティで活躍し、地域全体の活性化につながることを目指します。施設・団体などでのボランティア体験によるボランティア意識や活動意欲の芽を地域に根差した活動へとつなげ、定着させていくことを目指します。			
2 取り組みの方向性 (1) 年間を通して施設ボランティアの体験受け入れの枠を設け、体験ボランティアから継続活動や地域コミュニティ活動へつなげます。 (2) 小中学校向けの周知は、教育委員会やスクールコーディネーターなどとの連携及び福祉教育・福祉体験学習の場を活用して行っていきます。 (3) 夏季期間の活動相談が集中する時期に備え、迅速に対応できる相談体制を整えます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	延べ参加者数	200人	300人
4 2019年度予算額		自主	21,000円

1-3	介護支援等ボランティア・ポイント事業 [区委託事業]	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 18歳以上の区内活動者が行う、高齢者などを支えるボランティア活動を支援します。活動内容に応じてポイントが付与され(1ポイントにつき100円)、年間50ポイント(5,000円)を上限に換金または寄附ができます。また、ボランティア受入施設・団体の担当者が、ボランティアの受入調整に関わる役割及び地域との協働への視点を養う場として、学習の機会の提供やネットワークづくりを支援します。			
2 取り組みの方向性 (1) ボランティア入門講座の開催や事業周知をすることで、新規活動者を増やします。 (2) 活動登録継続確認を活用した未活動者の掘り起しや、フォローアップ研修の開催など、既存活動者の活動継続を支援します。 (3) 受入施設・団体向け学習会を行い、施設・団体とともに、ボランティアを育成する環境を整えます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	介護支援等ボランティア・ポイント事業登録者数	900人	1,221人
4 2019年度予算額		区委託	7,075,000 円

1-4	視覚・聴覚障害者支援事業[区委託事業]	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーは、視覚障害・聴覚障害のある方のための社会参加の場として開設しています。障害のある方同士や支援者、障害について学ぼうとしている方たちの交流の場、情報交換、相互理解を深める活動の場として運営や支援を行っています。支援の内容としては、代読代筆、インターネットでの情報検索、情報提供サービス、傾聴、交流活動グループの支援、講座・講演会の開催などです。			
2 取り組みの方向性 (1) 視覚障害・聴覚障害のある方のための社会参加の場、支援者などの活動の場、交流活動の場として、情報提供、活動支援を行います。 (2) 障害当事者や支援者からの声を反映した講座を企画実施し、利用者増につなげます。 (3) 交流活動グループの立ち上げ支援やグループ間の交流の機会を支援し、コーナーでの活動を活発化します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	視覚コーナー年間来所者数	4,900人	5,200人
	聴覚コーナー年間来所者数	1,000人	1,200人
4 2019年度予算額		区委託	8,380,000 円

【施策】 2 活動者の段階的な学びと活動継続への支援

2-1	生活支援体制整備事業[区委託事業]	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、新宿区や高齢者総合相談センターと連携して地域全体で高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。生活支援コーディネーターを1名配置し、地域の活動者や元気な高齢者などの参加を得て、住民主体の生活支援サービス(活動)の創出や、生活支援の担い手の養成、連携の基盤づくりをすすめます。また、さまざまな関係団体が連携し、地域の互助力を高める協議を行う生活支援体制整備協議会の運営を行います。			
2 取り組みの方向性 (1) 地域団体とのネットワークや、これまでの小地域支援の取り組みを活かし、支援を必要とする方に生活支援が提供できる体制の整備を推進します。 (2) ちょこっと・暮らしのサポート事業(個別事業 4-1)、ふれあい・いきいきサロンの運営支援(個別事業 2-4)、地域活動者実践講座(個別事業 2-2)などの事業と一体的に、相談対応及び活動支援を行い、人材の養成及び継続的な活動者支援を行います。 (3) 生活支援体制整備協議会、調整部会からの意見を受け、住民主体の支えあいの取り組みを推進します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	通いの場などの支援団体数	3団体	4団体※
4 2019年度予算額	区委託	8,000,000 円	

※区の第一次実行計画事業(2018~2020年度)のため、2020年度までの指標

2-2	地域活動者実践講座	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 地域課題に関心がある区民(在住・在勤・在学)を対象に、地域の中で具体的な活動ができる人材の発掘と養成を行います。講座は、生活支援体制整備事業(個別事業 2-1)などと一体的に実施します。受講修了後は、各地区支援担当職員が修了生の地域活動実践のための支援を継続的にを行います。			
2 取り組みの方向性 (1) 多様な人材が受講に結びつくように、効果的な講座内容や周知について毎年度検討し実施します。 (2) 地域ニーズや社会動向をもとに、活動実践に役立つテーマで講座を行い、活動者の養成を行います。 (3) 修了後の活動につなげるために、地区支援担当職員を中心に、地域の施設や専門職など多様な団体などと連携しながら、修了生のネットワークづくりや活動開始の支援などを継続的にを行います。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	修了生の実践活動支援(地域活動につながった人数)	5人	延べ25人
4 2019年度予算額	自主	193,000 円	

2-3		認知症高齢者等支援ボランティア養成講座事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 高齢者施設などでボランティア活動をしている方を対象に、認知症に関する知識を習得し、対応力を向上させる講座を実施し、認知症高齢者などを支援するボランティアの養成をします。認知症サポーター養成講座修了後の地域活動支援講座として実施し、住民同士の支えあいのまちづくりを推進します。				
2 取り組みの方向性 (1) 在宅で生活する認知症高齢者の増加に対応できるよう、支援ボランティアを養成するための講座を、毎年継続して開催します。 (2) 認知症サポーター養成講座修了者が、知識を習得するだけでなく、地域の認知症高齢者への支援活動につながる内容となるよう工夫していきます。 (3) 講座修了生が在宅認知症高齢者への支援を行うことができるように、修了後も活動を支援し、個別支援のためのしくみづくりを行います。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	講座受講生の延べボランティア継続活動者数	80人	150人	
	個別支援のためのしくみづくり	検討	実施(2020年度)	
4 2019年度予算額		区委託	244,000 円	

2-4		ふれあい・いきいきサロンの運営支援	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む住民同士の情報交換や多世代交流、子育て中の不安解消などを目的に開かれるふれあい・いきいきサロン(以下、「サロン」)の普及啓発、立ち上げや運営を支援します。				
2 取り組みの方向性 (1) 登録サロンの安定した運営を継続するために、地区支援担当が定期訪問で把握した各サロンの支援ニーズを共有し、サロン運営支援を行います。 (2) 新たなサロン活動の担い手を増やすため、他事業と連携してサロン活動紹介をすすめます。 (3) サロン運営に必要な先進的な取り組みなどの情報提供の場として、支援ニーズに沿った内容での連絡会を実施します。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	支援サロン数/延べ参加人数(うち登録サロン数)	72サロン/27,300人	77サロン/27,500人	
4 2019年度予算額		自主	127,000 円	

2-6	地域ささえあい活動助成金	担当課	法人経営課
<p>1 事業概要</p> <p>地域ささえあい活動助成金(以下、「地域ささえあい助成金」)は、赤い羽根共同募金や歳末・地域たすけあい運動募金の地域配分を財源として、区内における地域の活動団体による支えあい・たすけあい活動及び高齢者、障害者などの当事者団体による福祉活動など、地域のニーズに基づいた取り組みに対し、経費の一部を助成することで、新宿区の地域福祉の向上を図ります。</p> <p>備品整備・施設整備(株)日本財託助成金(以下、「備品整備助成金」)は、指定寄附金を財源とし、区内福祉施設・団体などの備品及び施設を整備するための助成を行い、活動の活性化を図ります。</p>			
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1) 両助成金とも、地域福祉の向上に有効に活用されるよう、きめ細かに広報活動を行うとともに、助成団体のニーズを汲み取りながら対応していきます。</p> <p>(2) 地域活動の多様化がすすんだことや、両助成金が広く周知されてきたこともあり、地域活動のさまざまな場面で助成金相談が増えています。活動に対しての金銭的な支援のみでなく、多様な社会資源やボランティアの活用について、総合的に相談することができるという新宿社協が行う助成金の強みを活かして、新宿社協組織内で情報共有をしながら、助成金が有効に活用されるよう、団体への支援を行います。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	地域ささえあい助成金 新規申請件数	10件	15件
	備品整備助成金 新規申請件数	10件	15件
4 2019年度予算額	自主	10,458,000 円	



【施策】3 多様な生活課題を受け止める 相談体制の充実と包括的な支援

3-1-①		暮らしの総合相談事業 ①暮らしの総合相談	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 地域住民や関係機関と連携し、地域の多様な生活課題を受け止め、つなぎ、暮らしの困りごとの解決に向けた相談活動を行います。複合的で多岐にわたる相談が増加する中、地域を基盤として、住民活動と公的な支援体制とを合わせた分野横断的で包括的な支援体制を整えます。また、圏域ごとに職員を配置し、新宿ボランティア・市民活動センター(高田馬場事務所)、東分室、6か所のボランティアコーナー(笹笥町・若松町・大久保・落合第一・落合第二・柏木)を設置し、地域連携を推進します。				
2 取り組みの方向性 (1)住民同士のさりげない気配りを「ゆるやかな見守り」として周知し、困ったときに遠慮なく助けを頼めるような地域づくりの支援を行います。 (2)だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してきた地域支援の取り組みをさらに発展させるため、ボランティアコーナーの配置を見直し、新たに落合第二地区に設置することで、「誰でも」「いつでも」「何でも」受け止められる総合相談の支援体制を整備します。 (3)多分野にわたる複合的な課題を抱える個人・団体への包括的な支援のため、各圏域に配置している職員の名称を地区支援担当と改め、専門性をもって活動していることを明確にするとともに、新宿社協組織内での連携を強め、専門機関とのネットワークづくりと連携を推進します。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	相談対応できた件数	1,200件	1,300件	
4 2019年度予算額		自主	1,187,000 円	

3-1-②		暮らしの総合相談事業 ②車椅子・地域行事用機材の貸出	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 車椅子及び地域行事用機材は、会員会費、共同募金配分金などを財源に購入しています。 車椅子は、区民の日常生活支援を目的に、区内在住者または区内団体へ無料で貸出をしています。また、旅行者など、区内一時滞在者で、新宿社協へ入会した方へも貸出します。 地域行事用機材は、ボランティアや地域福祉の推進を目的とした行事や、学校などが実施する福祉教育を支援するため貸出をしています。機材は、もちつきセット、ポップコーン機、輪投げセット、高齢者疑似体験セット、体験学習用車椅子など10品目です。				
2 取り組みの方向性 (1)車椅子及び地域行事用機材は、利用状況を把握し、需要に合わせた必要台数を維持します。また、日常の点検と定期的な整備及び故障したものは入れ替えを行い、安全管理に努めます。 (2)車椅子は、貸出の基準年数(5年間)経過後、専門整備のうえ使用可能なものは区内の町会・自治会及び福祉施設などへ譲渡し、地域の方が身近な場所で利用できるよう役立てます。 (3)地域行事用機材は、町会・自治会や施設などへ周知し、活用を促します。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	車椅子貸出件数	450件	470件	
	地域行事用機材貸出件数	160件	210件	
4 2019年度予算額		自主	803,000 円	

3-2-①	自立相談支援・貸付事業 ①自立相談支援事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 社会的孤立、経済的困難、単身高齢世帯の増加、8050問題などを背景とした、今までの支援のしくみでは解決が難しい複合的な課題を抱える人に対し、貸付事業と一体的に相談支援を行います。区や関係機関との連絡調整及び新宿社協各組織内の調整を図り、地域のつながりづくりや支援ネットワークとの協働を通じて、生活課題の受け止めと包括的な支援を行います。			
2 取り組みの方向性 (1) 相談者が抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)した結果を踏まえ「自立支援計画」を作成し、自立相談支援及び家計相談支援を行います。 (2) 地域活動支援や成年後見相談などで把握した、複合的な課題を抱える人に対して、各圏域の地区支援担当を主軸に包括的に相談支援が行えるよう体制を整備します。 (3) 相談者の支援を通じて地域のつながりづくりをすすめ、専門機関や地域の活動者・団体との協働と連携による支援ネットワークを地域に広がっていきます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	延べ相談件数	35件	70件
4 2019年度予算額		区委託	7,881,000 円

3-2-②	自立相談支援・貸付事業 ②生活福祉資金貸付事業〔東社協委託事業〕	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯や日常生活全般に困難を抱えた世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。資金の種類は出産、葬祭、転宅、住宅の改修、保全、療養、災害、就職支度、生業、技能習得、教育、障害者自動車購入資金などがあります。また、失業者などで生活再建に向け求職中の生活費や緊急かつ一時的に困窮する世帯へ小口資金の貸付支援を行います。さらに、住まいなどの自己所有の不動産を担保に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、生活資金の貸付支援を行います。			
2 取り組みの方向性 (1) 相談者への資金の貸付により生活再建や生活意欲を高めるとともに、複合的生活課題の解決に向けた総合的・継続的な支援を行います。 (2) 関係行政機関などや新宿社協組織内に、生活に困窮しているという地域のSOSの声をつなぐ入り口の役割も担っていることについて新宿社協内の意識を徹底します。 (3) 貸付から返済完了までの継続的な支援を、民生委員などと連携して行います。 (4) 生活困窮者自立支援機関や新宿社協組織内で連携し、新宿社協のネットワークを活用した一体的な支援をすすめます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	償還率	45%	60%
	生活困窮者自立支援機関などとの相互連携による貸付件数	5件	20件
4 2019年度予算額		東社協委託	13,277,000 円

3-2-③		自立相談支援・貸付事業 ③受験生チャレンジ支援貸付事業〔区委託事業〕		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 中学3年生または高校3年生などで、進学を希望する子がいる一定所得以下の世帯に対し、学習塾などの費用、高校や大学などの受験費用にかかる相談及び貸付を行います。高校、大学などに入学した場合は、償還免除されます。					
2 取り組みの方向性 (1)利用対象者の状況を的確に把握して、貸付を行うとともに、世帯に合った奨学金制度や教育支援資金など必要な制度の紹介をします。 (2)必要な人が確実に利用につながるよう、新宿区や教育委員会などと連携し、あらゆる機会をとらえた周知を継続します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度		
	貸付実績	180件	230件		
	関係機関などとの相互連携件数	10件	30件		
4 2019年度予算額		区委託	6,500,000 円		

3-2-④		自立相談支援・貸付事業 ④ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 〔東社協委託事業〕		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 東京都内において、高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付け、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、都内において取得した資格が必要な業務に5年間従事すると返還が全額免除されます。					
2 取り組みの方向性 本事業は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(以下、「ひとり親家庭職業訓練給付金」)の支給者が対象となります。ひとり親家庭職業訓練給付金は雇用保険制度に基づく一般教育訓練給付金が受けられない人を対象とするため、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度(以下、「ひとり親家庭職業訓練貸付」)の利用者は限定的です。そのため、ひとり親家庭給付金制度を担当する区・子ども家庭課と連携し、ひとり親家庭職業訓練給付金制度及びひとり親家庭職業訓練貸付制度の周知を強化します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度		
	貸付実績	2件	5件		
4 2019年度予算額		東社協委託	25,000 円		

3-2-⑤		自立相談支援・貸付事業 ⑤応急小口資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 新宿区の補助金を社会福祉法人新宿区社会福祉協議会応急小口資金貸付基金として管理し実施している事業です。緊急かつ一時的に資金を必要として、一般の金融機関など、他からの借入れが困難な世帯に対し、必要とする資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、複合的生活課題の解決への支援となる事業です。					
2 取り組みの方向性 (1)生活福祉資金貸付事業〔東社協委託事業〕(個別事業 3-2-②)の要件に該当せず、緊急性の高い相談が多いことから、手続に関するわかりやすい説明と迅速な事務処理に努めます。 (2)一時的な資金の貸付により生活再建や生活意欲を高めるとともに、複合的生活課題の解決に向けた総合的・継続的な支援を行います。 (3)関係行政機関などや新宿社協組織内に、生活に困窮しているという地域のSOSの声を、つなぐ入り口の役割も担っていることについて新宿社協内の意識を徹底します。 (4)貸付から返済完了までの継続的な支援を生活困窮者自立支援担当などと連携して行います。また、償還率向上のための滞納者への早めのフォローを徹底します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	償還率	88%		90%	
	生活困窮者自立支援機関などとの相互連携による貸付件数	5件		20件	
4 2019年度予算額		自主/区補助	19,421,000 円		

3-3-①		成年後見センター事業 ①成年後見制度利用推進事業〔区委託事業〕		担当課	成年後見センター
1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用推進を図り、地域福祉権利擁護事業〔東社協委託事業〕(個別事業 3-3-③)と法人後見事業(個別事業3-3-②)を連携し、支援を行います。また、関係機関等と連携を図りながら、制度が必要な人への利用促進のため、相談支援、地域への制度の普及啓発、後見人等の支援及び市民後見人の養成を推進します。					
2 取り組みの方向性 (1)住民にとって身近で活用しやすい成年後見センターを目指し、生活に密接した制度として構えることなく利用を検討できるよう、成年後見制度がもつ難しいというイメージを払しょくするために取り組んでいきます。 (2)複雑多様化するケースを受け止められるよう、関係機関や新宿社協組織内での連携などを深めるとともに、迅速性が問われる事案への対応力を強化します。 (3)成年後見制度利用促進基本計画に基づいた中核機関、地域連携ネットワークなどについて、成年後見センターとして今後求められる役割を積極的に担い、区民が利用しやすい制度になるよう取り組みます。 (4)市民後見人等の担い手となる新宿区登録後見活動メンバーの拡充に向けて、市民後見人養成基礎講習から市民後見人受任、法人後見協力員活動などまでの養成支援のしくみを見直します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	成年後見新規相談件数	295件		300件※	
	養成支援のしくみ	検討		実施(2020年度)	
4 2019年度予算額		区委託	55,741,000 円		

※区の第一次実行計画事業(2018~2020年度)のため、2020年度までの指標

3-3-②	成年後見センター事業 ②法人後見事業	担当課	成年後見センター
1 事業概要 2018年4月から、新宿社協が法人として、成年後見人等、任意後見人及び後見等監督人となる「法人後見」を開始しています。 地域福祉推進の主体として区民に認知され、地域で一定の信頼を得ている新宿社協が、法人後見を行うことで成年後見制度利用の一層の促進を図るとともに、新宿社協が有する経験やネットワークを活かした支援を行います。また、地域住民が「法人後見協力員」として活動することで、住民主体の地域福祉の更なる推進を図ります。			
2 取り組みの方向性 (1) 本事業の周知については区報や新宿社協の広報媒体を活用するとともに、関係機関に事業説明を行い、区民が本事業を理解し、必要に応じて利用できるようにします。 (2) 法人後見実施による成年後見制度の利用促進及び住民主体の地域福祉の推進といった本事業の目的にかなった実施状況であるか、また法人後見の強みを活かした支援ができてきているかの検証を行い、その結果を事業などの改善に活かしていきます。 (3) 法人が受任した事案が安定した場合には、市民後見人に引き継ぐ(リレー方式)などの体制を整えます。これにより、市民後見人の活躍の機会の拡大につなげます。 (4) 法人後見業務で得た知見を市民後見人の法人後見監督業務に活用し、より一層具体的な助言・指導を行います。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	年度末受任件数	12件	16件※
4 2019年度予算額		自主/区補助	14,989,000 円

※区の第一次実行計画事業(2018~2020年度)のため、2020年度までの指標

3-3-③	成年後見センター事業 ③地域福祉権利擁護事業[東社協委託事業]	担当課	成年後見センター
1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、事業の利用推進を図り、成年後見制度利用推進事業[区委託事業](個別事業 3-3-①)と法人後見事業(個別事業 3-3-②)を連携し、支援を行います。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関などと連携を図りながら、本人を中心とした支援ネットワークの形成をすすめます。			
2 取り組みの方向性 (1) 今後も増加が予測される判断能力が不十分な方を、成年後見制度の手前で支援する事業として活用してもらえよう、事業の理解を促進します。関係機関、金融機関のほか、特に対象者を身近で見守る地域住民に向けた事業の周知を強化します。 (2) 課題が複雑かつ対応困難なケースに対し、新宿社協組織内での連携を強化し、迅速に対応します。 (3) 安定的かつ継続的な事業展開を行うために、生活支援員の確保と、適切な時期での成年後見制度への移行へつなげます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	新規相談件数	176件	192件
4 2019年度予算額		東社協委託	4,561,000 円

3-4		避難者支援		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 2011年3月の東日本大震災以後、引き続き区内避難者の方々に対して、生活の安定化に向けた情報提供や相談支援を行うとともに、地域コミュニティの中で、避難者同士及び地域住民との交流の場づくり、関係づくりを支援します。					
2 取り組みの方向性 (1) 区内の避難者数は、避難先での定住、避難元への帰還により、漸減していますが、情報紙の戸別配布を継続し、避難者の現状把握と関係各県との連携による支援を継続します。 (2) 避難者も地域で暮らす生活者として捉え、地元の町会・自治会や関係機関と連携し、避難者が暮らす地域全体を対象に、避難者支援からコミュニティ支援へと、支援内容を移行していきます。 (3) 新宿区民となった被災者の状況把握や継続支援について、区内関係各課及び被災県と連携し対応していきます。 なお、本事業の継続については、都の動向を踏まえ対応します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	情報紙の戸別配布実施回数	12回		12回	
4 2019年度予算額		自主/都補助	4,156,000 円		

【施策】4 住民同士の支えあいによる心豊かな暮らしの実現

4-1	ちよこつと・暮らしのサポート事業	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 ボランティア活動を始めたい個人・グループと、日常生活で困りごとがあり、ボランティアの援助を必要としている人から相談を受け、活動を調整・支援します。調整にあたっては、有償・無償の区分けなく、援助を必要としている人と協力員の双方の状況や意向に沿って柔軟に調整を行います。 本活動を通して、地域での支えあいの関係づくり、地域づくりの支援を行います。			
2 取り組みの方向性 (1) 地域の支えあい活動への参加を促す取り組みを行い、活動可能な協力員を増やします。また、企業・団体グループが担い手として活躍できるしくみを検討・実施し、支えあい活動の幅を広げます。 (2) 他事業の協力員も含め、活動者を対象としたボランティア交流会を実施し、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。 (3) 利用者・協力員への状況把握の定期実施や、協力員に向けた講座及び交流会を実施し、活動継続を支援します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	新規協力員数	60人	80人
4 2019年度予算額	自主	1,298,000 円	

4-2	地域見守り協力員事業[区委託事業]	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 地域見守り協力員が、一人暮らしなどの高齢者を定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行い、孤独感の解消及び事故の未然防止を図るほか、生活状況に応じて高齢者総合相談センターなど関係機関による支援につなげることにより、高齢者を地域で支えるしくみづくりをすすめます。対象は、区内に住所を有する、75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の高齢者のみの世帯などです。			
2 取り組みの方向性 (1) 必要な方が事業の利用につながるよう、見守りを必要とする対象者の把握をきめ細かく行います。 (2) 高齢者の見守りに対する理解者を増やし、新規見守り協力員の拡大を図ります。 (3) 見守り協力員の活動継続支援や養成を行ううえで、見守り協力員連絡会は協力員同士の交流だけでなく、活動継続につながる内容及び方法に見直します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	地域見守り協力員事業 新規登録利用者数	80人	100人
	連絡会の見直し	検討	実施(2021年度)
4 2019年度予算額	区委託	22,527,000 円	

4-3	ファミリーサポート事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 子育ての援助を受けたい利用会員と、子育ての援助を行いたい提供会員との支えあいの活動です。地域での子育ての支援と児童の福祉の向上を図るとともに、住民の相互援助活動の育成、支援、調整を行っています。			
2 取り組みの方向性 (1)利用会員のニーズが多様化し、依頼内容も多岐に渡っているため、利用者のニーズの把握に努め、事業内容を新宿区と調整しながら推進します。 (2)提供会員講習会の開催時期や日時を工夫し、提供会員の増に努めます。また、提供会員が安全に活動継続できるよう、ステップアップ研修の充実を図ります。 (3)会員交流会を通し、利用会員と提供会員が互いの立場を理解することで、将来的に利用会員が提供会員として活動につながるよう、地域での支えあいの循環を目指します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	利用会員数	3,300人	3,350人
	提供会員数	370人	385人
4 2019年度予算額	区委託	24,391,000 円	



【施策】5 さまざまな団体との連携による地域ネットワークの発展

5-1-①		地域団体との連携 ①社会福祉法人としての公益的な取り組みの推進	担当課	地域活動支援課 法人経営課
1 事業概要 2017年9月に新宿区内社会福祉法人連絡会(以下、「連絡会」)が発足しました。社会福祉法人として、これまで以上にだれもが暮らしやすい地域づくりに貢献していくため、各法人が培ってきた専門性や人材、経験などを活かし、連携・協働する場です。本会はこの連絡会の事務局として運営を支援するとともに、新宿社協単体での公益的な取り組みも継続して実施します。				
2 取り組みの方向性 (1) 社会福祉法人制度改革及び福祉人材確保の促進を柱とする改正社会福祉法に基づき、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」について、さらなる情報収集をすすめ、社会福祉法人の連携・協働による実践に向けての協議、研修、交流活動などを引き続き行っていきます。 (2) 東京都地域公益活動推進協議会の助成事業見直しの動向を注視しつつ、今後の活動の方向性及び連絡会の活動財源の確保について検討を行います。 (3) 連絡会の活動の活性化をすすめるとともに参加法人の拡大を図ります。企業(新宿CSRネットワーク)やNPOなどとの交流の機会を積極的に持つなど、新宿らしい多様な団体が参加し、相乗効果を生み出す場づくりを支援します。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	参加法人数	28団体	区内で活動するすべての社会福祉法人	
4 2019年度予算額		自主	77,000 円	

5-1-②		地域団体との連携 ②民生委員・児童委員協議会との連携	担当課	地域活動支援課 法人経営課
1 事業概要 新宿社協は、一人ひとりの課題の改善・解決や小地域における地域福祉コミュニティづくりに向けて、民生委員・児童委員協議会(以下、「民児協」)と連携して活動しています。地域ニーズの把握など地域に密着した活動をする民児協と新宿社協の連携により、新宿区の地域福祉の向上を推進します。				
2 取り組みの方向性 (1) 民児協が実施する研修活動や地域活動(保育園・子ども園などへの絵本配布など)への協力を通じ、さらなる連携を図ります。 (2) 各地区の民児協が行う定例会に毎月出席し、地域の状況を共有するとともに、総合相談や自立相談支援・貸付事業、成年後見センターなどの事業においても民児協と連携して取り組んでいきます。 (3) 新宿社協の取り組みへの理解をより深めるために、民児協と新宿社協との懇談会を実施します。				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	懇談会の回数	5回	5回	
4 2019年度予算額		自主	1,510,000 円	

5-1-③	地域団体との連携 ③町会・自治会等地域団体との連携	担当課	地域活動支援課 法人経営課
1 事業概要 新宿社協は、一人ひとりの課題の改善・解決や小地域における地域福祉コミュニティづくりに向けて、町会・自治会などの地域福祉を担う地域団体と連携して新宿社協事業の周知や地域の居場所づくりの活動支援をしています。			
2 取り組みの方向性 (1)各地区の町会・自治会が行う定例会に毎月出席し、新宿社協について理解してもらうよう事業説明を充実します。また出前講座の実施により、地域での支えあいやゆるやかな見守りを周知します。 (2)住民との新たな接点のきっかけとなるよう、特に集合住宅管理組合(マンションなど)での新宿社協だより「けやき」など広報紙の配架協力を得る呼びかけを行っていきます。 (3)地域団体が取り組む地域福祉活動について、新宿社協組織内での連携によるボランティア・関係機関の紹介、広報や周知、一部の活動助成などの協力を通じ、多様な地域団体との連携・協働の機会づくりに努めます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	集合住宅管理組合へのけやき配架先数	6か所	18か所
	町会・自治会への出前講座回数	3回	7回
4 2019年度予算額		自主	142,000 円

5-1-④	地域団体との連携 ④NPO・新宿CSRネットワーク等との市民活動の支援	担当課	地域活動支援課 法人経営課
1 事業概要 新宿社協が中間支援組織として、地域住民とさまざまな活動分野のNPO及び新宿CSRネットワーク(区内を中心にボランティア・社会貢献活動に取り組む企業)との、協働をしやすい環境をつくり、地域福祉の向上を目的とした市民活動をすすめます。社会貢献活動のきっかけとなる情報の提供や交流の場づくりを行います。			
2 取り組みの方向性 (1)各団体や企業の強みを活かせるように、NPOや新宿CSRネットワークに対し新宿社協が把握している地域情報の提供を行います。 (2)新宿CSRネットワーク定例会のほか、ホームページやSNSを活用して、社会貢献活動に興味あるNPOや企業などへの情報発信を強化します。 (3)NPO、新宿CSRネットワークや地域の企業、さらには社会福祉法人を含んだ、地域の団体の関係づくりを行います。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	NPOと企業の地域イベント参加数	1事例	5事例
	ホームページやSNSを活用した情報の発信	6件	12件
4 2019年度予算額		自主	84,000 円

重点Ⅲ

【施策】6 新宿社協の活動の理解のための広報・広聴機能の強化

6-1-①	総合的な広報事業 ①ボランティア情報の発信	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 ボランティアや地域活動への関心を広め、活動参加を促進するため、情報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、ボランティア募集情報や講座・研修、地域活動などに関するさまざまな情報を提供します。 情報紙は月1回の発行とし、活動者及び区内のボランティア受入施設や、関係機関・団体へ送付し活動の参加につなげます。ボランティア情報の発信事業は、ボランティア初心者から既活動者までの幅広い層を対象として実施します。			
2 取り組みの方向性 (1) 情報紙は、紙面の改善を図り、手に取ってもらえる情報紙を目指します。 (2) 情報紙は、ボランティアが地域に根ざした活動につながるよう、町会・自治会などへの周知及び掲示板への掲示協力の依頼を行い、ボランティア情報の普及を行います。 (3) 活動者を増やすため、紙面、ホームページ、SNSの一体的な情報発信を行うとともに、情報紙の配架先の拡大を図ります。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	HP閲覧による活動登録者数	60件	75件
	地区情報などHPへの掲載数	50回	80回
4 2019年度予算額	自主	1,048,000 円	

6-1-②	総合的な広報事業 ②広報紙「けやき」等の発行	担当課	法人経営課
1 事業概要 多くの区民及び団体に対し、新宿社協の取り組みを効果的に周知することで、新宿社協の認知度や共感をさらに高めていくことや、住民主体の地域福祉活動への理解・関心を高め、参加を推進することを目的として、新宿社協の事業案内冊子である新宿社協ガイド(以下、「ガイド」と広報紙「けやき」(以下、「けやき」)を発行・配布します。			
2 取り組みの方向性 (1) 新宿社協が有する各広報媒体が持つ特性を活かすとともに、その各媒体を連動させ、それぞれに明確な役割分担をしながら一体的な広報活動を実施します。広聴事業とも連携し、適切な情報を必要とする相手に届けることを目指します。 (2) 新宿社協の広報の中心である「けやき」は、その他の各広報媒体との棲み分けと連携について明確にし、配架先及び発行回数、印刷部数などを見直します。発行部数は、新聞購読者数の減少により今後も減少していくことが見込まれますが、ホームページやSNSなどの媒体を活用することや、配布方法の見直しなどにより情報周知を補います。また、住民との新たな接点のきっかけとなるよう、集合住宅での配架協力を得る呼びかけを行います。 (3) 「ガイド」は、さまざまな場で活用できる新宿社協事業の案内ツールとして今後も活用していきませんが、第4次経営計画に合わせて内容を改編するとともに、発行回数や紙面の内容などの費用対効果を視野に入れた検討を行っていきます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	けやき配架先数	400か所	500か所
	けやき紙面見直し	検討	実施(2020年度)
4 2019年度予算額	自主/区補助	6,283,000 円	

6-1-③		総合的な広報事業 ③ホームページ、SNSの運用		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 ホームページ(以下、「HP」)及び公式SNS(以下、「SNS」)を活用した広報により、多くの区民及び団体に対し、新宿社協の取り組みを効果的に周知し、住民主体の地域福祉活動への理解・関心を高めるとともに、参加を推進します。 HPは、新宿社協全体の事業案内をはじめ、イベントの告知や募集などのお知らせ情報を掲載します。また、改正社会福祉法に伴う情報公開にも対応しています。 SNSは、2017年度からFacebookページ(以下、「FBページ」)を開設しました。SNSの特性である情報発信の即時性や拡散力を活かした情報発信を行います。</p> <p>2 取り組みの方向性 (1)HPの掲載記事は、常に最新かつ正確な情報としていくため、固定的な情報の鮮度を維持することや、新着情報及び既存の事業ページの更新回数を増やしていくとともに、いつでも必要とする情報によりアクセスしやすいよう、定期的に見直します。 (2)FBページは、新宿社協のさまざまな事業や関連する記事を掲載し、日頃の取り組みが広く周知されるようにするとともに、災害時の有効活用にも備えます。また提供するコンテンツ(記事の種類、更新の頻度)を充実させていくことで、シェア数などの増加を図ります。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		2019年度	2023年度	
	HP内容更新回数		110回	150回	
	FBページ	リーチ数※1	1,500回	2,500回	
		エンゲージメント率※2	8%	10%	
4 2019年度予算額			自主/区補助	252,000 円	

※1 投稿を見たユーザー数

※2 投稿を見たユーザーがクリック、シェアなどの反応をした割合

6-2-①		広聴事業 ①情報公開・個人情報保護		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 情報公開について、保管している文書は、日頃から適正に管理するとともに、原則として公開し、知る権利を保障しています。 個人情報保護について、個人情報の収集・保管・利用する場合の原則を定めています。また、自己情報の開示・訂正を求める権利を保障しています。 情報公開の推進、個人情報の保護及び救済機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。</p> <p>2 取り組みの方向性 (1)広聴については、関連する事例やその対応方法について、新宿社協組織内で積極的に情報共有及び研修を実施し、職員が適切に文書管理することや区民への対応ができるよう努めていきます。 (2)情報公開・個人情報保護審査会での意見聴取が必要となる案件があった場合は、速やかに対応・調査し、審査会を開催し、問題解決に向け取り組みます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		2019年度	2023年度	
	職員への説明会・研修の実施		1回	1回	
4 2019年度予算額			自主	64,000 円	

6-2-②	広聴事業 ②第三者委員会の設置		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 区民や団体などから意見・要望・苦情(以下、「意見など」)の受付対応を適切に行うとともに、意見などを新宿社協事業の質の向上や、組織の信頼・適正性の向上に活かしていきます。また、苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を設置し、第三者委員による助言を受けます。 また、広報活動との連携により、新宿社協事業への理解と信頼性の向上を図ります。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1) 意見などに対して、組織的な対応を行えるよう、対応手順書を作成し職員に示します。 (2) 職員の意識や対応力を高めるため、苦情解決制度や対応方法に関する職員向けの説明会・研修を行います。 (3) 受け付けた意見などをとりまとめ、職員間で共有し、新宿社協事業の質の向上につなげます。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	職員への説明会・研修の実施	1回	1回	
4 2019年度予算額		自主	9,000 円	



【施策】7 地域福祉推進のための財源基盤の拡充

7-1	会費会員の拡充	担当課	法人経営課
1 事業概要 新宿社協の会員制度(活動会員、会費会員)は、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現を目指すため、住民、区内事業所・団体に支援していただくもので、活動の基盤をなすものです。理解者、賛同者、協力者としての会員を積極的に増やし、住民主体の支えあい、助けあいのネットワークづくりを充実していきます。 会費会員による会費は、区内の地域福祉増進に必要な新宿社協独自の事業を行うための財源として活用しています。			
2 取り組みの方向性 (1)会費会員とともに地域福祉の増進を図っていることを目に見える形にするため、2018年度から発行を開始した会員証は、今後も継続して発行していきます。 (2)新宿社協の各事業について広く周知を図り、新宿社協の役割や活動趣旨について理解と賛同を求め、積極的に会員加入の呼びかけを行います。特に、若年層からの理解、賛同を得ていくため、SNSやITを活用した周知を行います。 (3)新宿社協で行われている事業実施の際に会員の募集をあわせて行い、新規会員の拡充を図ります。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	会費会員総数/会費総額	2,548件/5,120,000円	2,638件/5,320,000円
4 2019年度予算額	自主	595,000 円	

7-2-①	共同募金の普及・啓発(募金文化の醸成) ①赤い羽根共同募金運動	担当課	法人経営課
1 事業概要 共同募金会新宿地区協力会の事務局として、戦後の福祉施設・団体への支援から始まった赤い羽根募金の理念を区民の方々へ広く伝えるとともに、理解と協力を区民の方々へ広く呼びかけています。 赤い羽根共同募金の募金額の35%は東京都内の社会福祉施設の整備・改修や災害支援のために活用され、65%は地域ささえあい活動助成金(個別事業 2-6)の一部として、区内の施設、団体による地域福祉の向上を図る活動の支援に役立っています。			
2 取り組みの方向性 (1)各地区の民児協や町会・自治会の定例会で募金活動への理解と参加の呼びかけを行うことや、広報紙を通じて、「地域福祉の推進」という共同募金の主旨と募金使途を広く区民に伝え、募金文化の醸成を図ります。 (2)共同募金を原資とした助成金交付団体と連携をして、街頭募金の輪をさらに広げていくことで募金活動への関心を高めるとともに、区民の参加促進を図ります。 (3)募金額が減少傾向にあることを念頭に、募金実績と募金配分のバランスを勘案した見直しを行っていくと同時に、配分計画の見直しを行います。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	募金額	3,800,000円	3,800,000円
4 2019年度予算額	自主	297,000 円	

7-2-②		共同募金の普及・啓発(募金文化の醸成) ②歳末・地域たすけあい運動		担当課	法人経営課
1 事業概要 共同募金会新宿地区協会の事務局として、「皆で明るい正月を迎えよう」という生活困窮者への見舞金品の配布から始まった歳末共同募金運動の理念を伝えつつ、現在の目的である地域の「支えあい・たすけあい」活動への区民の方々へ理解と協力を呼びかけます。 歳末・地域たすけあい運動募金は、在宅の障害者などへの見舞金品や、地域ささえあい活動助成金(個別事業 2-6)の一部として、募金全額が区内の地域福祉に役立てられています。また、新宿社協独自の事業である車椅子・地域行事用機材の貸出(個別事業 3-1-②)や福祉教育・福祉体験学習の推進(個別事業 1-1)、地域活動者実践講座(個別事業 2-2)などの経費の一部としても活用しています。					
2 取り組みの方向性 (1)各地区の民児協や町会・自治会の定例会で募金活動への理解と参加の呼びかけを行うことや、広報紙を通じて、「地域福祉の推進」という共同募金の主旨と募金使途を広く区民に伝え、募金文化の醸成を図ります。 (2)地域で集めて、地域のために役立てるという共同募金の理念のもと、町会・自治会と連携をして、街頭募金を行い、街頭募金の輪をさらに拡げていきます。 (3)募金額が減少傾向にあることを念頭に、募金実績と募金配分のバランスを勘案した見直しを行っていくと同時に、配分計画の見直しを行います。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	募金額	12,000,000円		12,000,000円	
4 2019年度予算額		自主	5,805,000 円		

7-3		寄附の募集		担当課	法人経営課
1 事業概要 新宿社協では、地域の個人・団体による社会貢献や地域のために役立てたいなどの気持ちの受入先の一つとして、広く寄附金品を募っています。寄附金は、新宿社協独自の事業である暮らしの総合相談(個別事業 3-1-①)や地域活動者実践講座(個別事業 2-2)、災害対策の推進(施策9)などに活用します。寄附物品は、区内の施設・団体からの必要物品の申出を受け、必要としている施設・団体へマッチングして活用につなげています。 新宿社協としての感謝の意を表すため、感謝状などの贈呈、新宿社協だより「けやき」での芳名公表などを行っています。					
2 取り組みの方向性 (1)日頃の取り組み内容から、信頼できる寄附先として認めていただき、長く寄附を継続していただけるよう、各種広報媒体を活用し、新宿社協の取り組みを広く周知するとともに、社会貢献をしたい団体や企業などに向けて、寄附募集の周知にも取り組みます。また、税控除や寄附の活用報告などの寄附関連情報を発信します。 (2)他団体による寄附金への取り組み事例などの情報収集をしながら、使途指定の方法または基金の設立・運用について検討し、ホームページやSNSなどを活用しながら取り組むことができる新たな寄附の募集を実施します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	団体、企業などへの寄附募集周知	2回		2回	
	寄附関連情報の発信	3回		3回	
4 2019年度予算額		自主	374,000 円		

7-4	収益事業(自販機の設置等)	担当課	法人経営課
1 事業概要 自販機の設置は、新たな自主財源確保策として2012年度から開始した事業です。売上の一部は東京都共同募金会へ募金されるしくみで、自販機に赤い羽根の装飾や募金額の報告を入れるなど、募金活動へのPRも兼ねています。 今後さらに財源基盤を充実させていくため、自販機設置以外のさまざまな自主財源確保の手段についても、実践に向けた検討をすすめます。			
2 取り組みの方向性 (1) 自販機の設置は、関係機関などへ協力依頼をするとともに、参加しやすい社会貢献のひとつとして、住民や企業、団体などへも周知します。新宿社協組織内で協力し、設置協力の呼びかけを行っていきます。 (2) 自販機以外の自主財源を確保する手段について、第3次経営計画期間中に情報収集してきた広告収入について、新たな収益事業として開始していきます。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	自販機設置台数	8台	12台
	自販機以外の自主財源確保手段の実施	検討	実施(2020年度)
4 2019年度予算額		自主	601,000 円

【施策】8 新宿社協の組織運営と組織基盤の整備

8-1-①		新宿社協の組織運営 ①理事会・評議員会・推進部会の運営		担当課	法人経営課
1 事業概要 推進部会は、理事会の補助機関として、2010年度から運営しています。本会の運営に関する各専門事項について調査、研究を行う組織として、各地区の社協部会及び専門分野(障害分野、生活福祉分野、学識経験者など)から選出された代表と、新宿社協理事で構成されています。会長の諮問に答えるほか、理事会及び各地区の社協部会との連携に重要な役割を担い、経営計画の策定及び計画事業の進捗管理や協議会の課題に関して検討を行う組織として運営します。					
2 取り組みの方向性 推進部会は、法人運営の具体的な道筋をつくる重要な機関として、毎年度の内部評価をもとに、各事業成果のチェックを行いながら、経営計画の進捗状況を確認します。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	推進部会の開催回数	3回		6回 ※経営計画策定のため	
4 2019年度予算額		自主/区補助	1,279,000 円		

8-1-②		新宿社協の組織運営 ②社協部会の運営		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 社協部会は、理事会の補助機関として区の特別出張所区域ごとに設置し(柏木・角筈地区は合同設置のため全9か所)、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき地域課題について、協議し、提言を行います。委員は、民児協、町会・自治会をはじめ、各関係機関・団体などから推薦を受けた方で構成されています。					
2 取り組みの方向性 (1)部会委員の任期ごとに、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき課題について、社会情勢を踏まえた適切な協議テーマを設定し計画的に運営します。 (2)各地区の社協部会での協議を提言として受けとめ、新宿社協の事業運営に反映して地域課題の解決につなげます。 (3)全体会などを2年ごとに実施し、各地区社協部会の協議内容について情報共有を行います。					
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度		2023年度	
	各地区社協部会開催回数	延べ27回		延べ36回	
4 2019年度予算額		自主	885,000 円		

8-2	職員の育成	担当課	法人経営課
1 事業概要 コミュニケーション能力や業務知識に富み、区民と信頼関係が築ける職員の育成を目指し、職員の仕事に関する基礎能力と、新宿社協全体の組織力の向上を図ります。 人材育成方針に基づき、基礎、ステージ別、職層別及び業務に関する専門研修などを実施します。			
2 取り組みの方向性 (1) 毎年度当初に年間研修計画を提示し、職員が個人目標設定時に個々の研修計画を組み込めるよう支援します。 (2) 職層研修の中の中堅研修に力点をおき、組織のリーダー育成を図ります。 (3) 外部での研修成果を他職員と共有し、業務へフィードバックするような集合研修やOJTを実施していくとともに、組織理念や方向性、課題意識について職員が共有する場を設けるなど、組織力の向上に資する研修を行います。 (4) 組織運営及び施設の維持・管理などにも的確に応じられる組織体制を構築するため、必要な職員の各種資格取得を支援します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	リーダー研修	1回	2回
	職員を講師とした内部研修	2回	3回
	組織運営に必要な資格の取得者数(ITパスポート除く)	9人	21人
4 2019年度予算額	自主/区補助	566,000 円	

8-3	IT推進・情報管理	担当課	法人経営課
1 事業概要 日常生活圏域(小地域)での事業展開のための組織基盤の整備として、システムの導入・運用及びインフラ環境の充実、情報セキュリティの強化による社会資源情報の管理、共有及び事務の効率化を図ります。 また、高度化及び多様化の進展が著しい情報技術(以下、「IT」)について、戦略的・計画的に活用することで、新宿社協の認知度とブランド力を高めるとともに、新宿区の地域特性を活かした多種多様な団体やネットワークとの連携の強化及び組織化の支援をすすめます。			
2 取り組みの方向性 (1) 継続的・計画的な研修の実施や、使用環境の整備、規程の改定などにより、以下の課題解決に向けて取り組みます。 ① システムの効果的な活用による業務の効率化(会員総合情報システム改修など) ② 職員に対するITリテラシー教育の実施及びIT担当者の管理運用能力の向上 ③ 災害及び事故発生時を想定した訓練(対応、データ復旧など)の実施 ④ ホームページやSNSの有効活用による情報発信の充実 (2) 適正な運用及び情報セキュリティの維持を図るため、ITコンサルタントからの指導を受け、事業を継続します。			
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度
	管理運用能力向上のための資格(ITパスポート)取得	4人	12人
4 2019年度予算額	自主/区補助	2,254,000 円	

【施策】9 災害対策の推進

9-1	災害時危機管理対策		担当課	法人経営課
1 事業概要				
<p>大規模災害発生時に、新宿社協の担う役割を果たせるよう、平時より各種危機管理対策を行います。取り組みとして、消防計画、防災計画、事業継続計画(以下、「BCP」)について、職員への徹底及び各種訓練による職員の対応力の向上、災害用備品の備蓄、災害関連情報の収集・発信などがあります。</p> <p>また、情報システム運用に関する継続計画(以下、「ITBCP」)に基づく復旧訓練や、新宿区との協定に基づく災害ボランティアセンターの立ち上げと効果的な運営支援が行えるようマニュアル整備、訓練などを実施します。</p>				
2 取り組みの方向性				
<p>(1) 消防計画・防災計画・BCPに基づき、職員向け訓練を充実します。年2回の法定消防訓練のほか、組織の災害対応・危機管理能力の向上を図る防災訓練を年1回以上継続して実施します。また、被災地への支援活動に職員を適宜派遣し、実践経験を有する職員の育成を図ります。</p> <p>(2) 災害発生時に、必要とする支援の情報などを迅速に発信するため、平時から情報収集・発信、訓練を行います。</p> <p>(3) 被災時の支援・受援体制について、BCPに基づき、新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターとの連携について整備します。</p> <p>(4) 新宿社協を取り巻く諸般の環境変化、組織や事業の変更に合わせ、都度、BCPの見直し、改訂を行うほか、ITBCPに基づく復旧訓練を継続して実施します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	法定以外の訓練の実施	年1回以上	年1回以上	
4 平成31(2019)年度予算額	自主	169,000 円		

9-2	災害ボランティアセンターの運営支援等		担当課	地域活動支援課
1 事業概要				
<p>発災時に新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターの運営支援及び災害ボランティアのコーディネートを行います。発災時に災害ボランティアセンターがその役割を遂行できるよう、平時より、職員それぞれが災害ボランティアセンターの役割を理解するための設置運営訓練を実施します。また、地域防災力の向上に資する講座の企画や行政、関係機関・団体などとの連絡会議を行います。</p>				
2 取り組みの方向性				
<p>(1) 発災時の災害ボランティア活動について、地域住民と連携できるように普及啓発を行い、災害時のボランティア活動者の養成を行います。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿った訓練を実施し、災害ボランティアセンターの運営支援を担える体制を整えます。</p> <p>(3) 新宿区との連携をはじめ、NPO・NGOなど団体との意見交換会を通し、平時より災害に備えた関係づくりをすすめます。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	2019年度	2023年度	
	災害ボランティア登録者数	85人	100人	
	意見交換会の参加団体数	10団体	13団体	
4 2019年度予算額	自主	362,000 円		